

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。厚生労働省の統計では、女性の改姓が約94%に上る。

多くの女性が、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど多くの場面で不利益を被っており、選択的夫婦別姓制度の導入を待ち望んでいる。姓が変わることはキャリア分断にもつながりかねない。女性活躍を阻む一因だとして、経団連などは別姓の早期実現を求めており、個人の生き方や人権に関わる問題である。

夫婦同姓を義務づけているのは世界で日本だけであり、国連の女性差別撤廃委員会から日本政府に対して、選択的夫婦別姓の法改正が勧告されている。

選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できることを認めるものであり、同じ姓を名乗ることを妨げるものではない。多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものである。

よって、本町議会は、政府及び国会に対し、民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8（2026）年3月23日

沖縄県西原町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）